

女性活躍推進法に基づき、男女の賃金の差異に関する情報を公表します。

区分	男女の賃金の差異
全労働者	80.4%
正社員	81.6%
有期社員	54.5%

< 付記事項 >

- ・対象期間：2023年9月1日～2024年8月31日
- ・有期社員：嘱託社員、契約社員が該当
- ・賃金：通勤交通費を除く。